

監査の結果及び意見

1. 使用料徴収及び未収金の回収状況について

(汚水の量の認定方法)

下水道使用料は、使用者が排除した汚水量（排除量）に基づき徴収される。市下水道条例第 18 条によると、使用者が排除した汚水量の認定は、次のように定められている。

水道水を使用した場合は、水道の使用水量をもって、その排除量とみなす。水道水以外の水を使用した場合は、その使用した使用水量をもってその排除量とみなし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。なお、市下水道条例施行規則第 16 条により、家庭用として使用する場合には、世帯員 1 人につき 1 箇月 5 m³をもって汚水排除量とみなす。使用水量が、10 m³未満の場合は、使用水量の如何にかかわらず 10 m³として認定する。

公共下水道の本管の整備が完了したことにより、公共下水道区域となった地区については、供用開始前において調査員が各世帯を回り、資料を用いて公共下水道区域となる旨、それに伴う公共下水道への接続工事の必要性、下水道使用料、受益者負担金等についての説明を行う（事前調査）。事前調査の過程で、調査員により告示予定区域実態調査票が作成され、供用開始区域の状況が把握されることとなる。

合流式（雨水・汚水を分けずに流す方式）を用いた区域においては、生活排水が道路の側溝や雨水管を通じて下水道の本管に取り込まれ、下水処理場で処理されるため、公共下水道への接続工事がなされていない場合においても、供用開始後は、排水に対して下水道使用料が賦課される。他方、分流式（汚水と雨水を分けて流す方式）を採用した区域においては、接続工事が実施されない限り排水は下水処理場で処理されないため、下水道使用料は賦課されない。

(水道水以外の水を使用する場合)

先に述べた市下水道条例第 18 条及び市下水道条例施行規則第 16 条に基づき、水道水以外の水を家庭用として使用した場合は、世帯員 1 人につき 1 箇月 5 m³

をもって汚水排除量とみなされる。市では事前調査において、水道水以外の水を使用している使用者に対して、「下水道使用開始・変更・停止届」(葉書)を配布し、後日回収により世帯人数や汚水の種類を確認する。その後、使用料賦課に係る決裁を行い、下水道料金の賦課を開始する。なお、使用者は葉書を遅滞なく届け出なければならないが、届け出がなされない場合は、市下水道条例施行規則第 15 条(市長は公共下水道の使用の開始の事実があったときからの使用料を徴収する)に基づき、賦課を開始する。

(市における使用料徴収業務の基本的流れ)

市における使用料徴収業務は、調定、収納業務、電算処理業務に大別され、各業務は次のように実施されている。

調定：

市職員が行う。

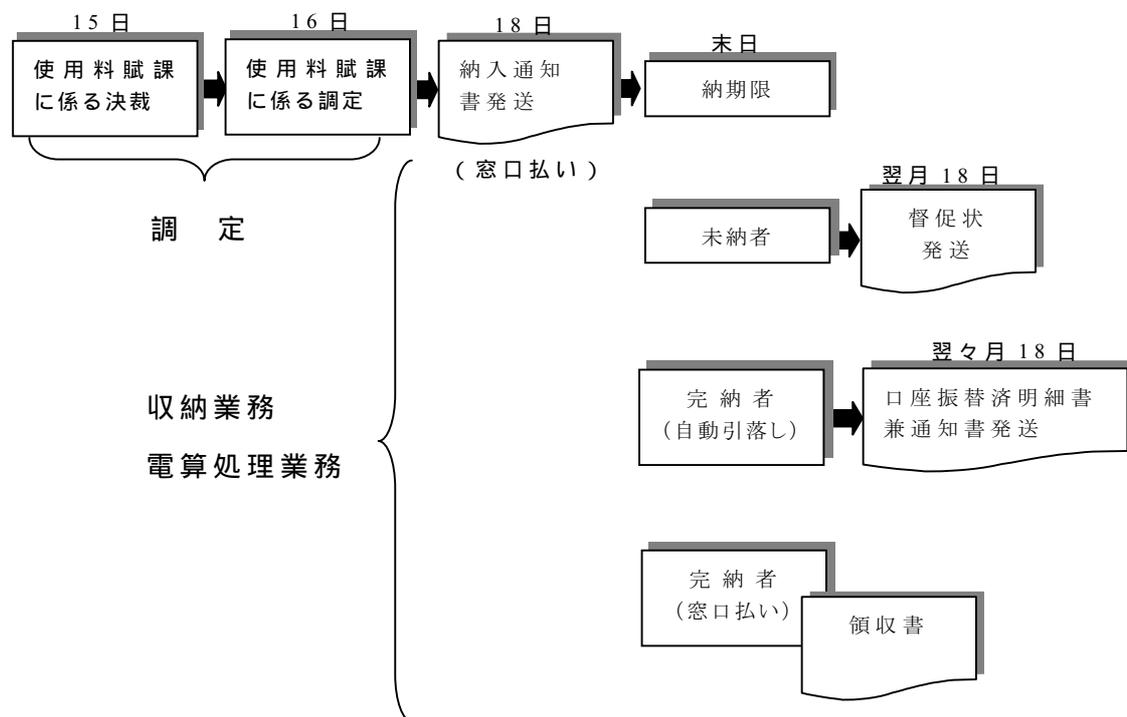
収納業務：

下水道使用料収納業務委託契約に基づき、外部業者が行う。

電算処理業務：

下水道使用料電算処理業務委託契約に基づき、外部業者が行う。

下水道使用料の賦課・徴収フローは次のとおりである。



(下水道使用料に係る収入未済額及び不納欠損額の状況)

過去3年間における下水道使用料に係る収入未済額及び不納欠損額の状況は次のとおりである。

下水道使用料に係る収入未済額及び不納欠損額の状況

(単位:千円)

区 分	平成13年度	14年度	15年度
調定額①	3,794,591	4,035,257	4,250,780
現年度	3,634,479	3,858,891	4,057,054
過年度	160,111	176,365	193,726
収入済額②	3,593,893	3,819,240	4,006,406
現年度	3,577,051	3,799,377	3,988,876
過年度	16,841	19,862	17,529
不納欠損額③	24,653	23,115	24,247
件数	4,879件	5,404件	5,669件
収入未済額①-②-③	176,044	192,902	220,127
収納率②/①×100	94.7%	94.7%	94.3%
現年度のみ	98.4%	98.5%	98.3%
過年度のみ	10.5%	11.3%	9.0%

(市資料より)

現年度分に係る収納率を見ると、3年間ともに98%以上の数値を確保している。市担当者が調査した結果によると、市の収納率は近隣他市と比較しても高水準であり、かつ安定した収納率を確保している状況であるとのことである。

市では収納業務を外部業者へ委託しており、未納者に対する督促手続についても下水道使用料収納業務委託契約に基づき、外部業者が行っている。委託契約上、収納業務を委託業者の責任において行うこととしており、未収金が生じないよう業務を遂行していくことを課している。また、現年度調定分について一定割合以上の収納率を達成するよう定めており、安定した収納率の確保に努めている。

(1) 使用料の賦課を行わない場合の手続について

平成15年4月に公共下水道の供用が開始された地区に係る告示予定区域実態調査票を任意件数について閲覧したところ、調査員が供用開始区域の事前調査を行った際に、工場の簡易台所に係る井戸水について、使用する見込みがないということを理由として、使用料の賦課をすることが適切でないと判断している場合があった。市担当者によれば、このような使用料賦課の可否に係る事務決裁手続は特段実施されておらず、現状は、調査員の判断に基づいて処理が行われているとのことであった。

(改善策)

使用料の賦課を行わない場合における事務決裁手続は、規定等により特段明記されていない。しかし、使用料賦課の可否についての判断は、事務手続の透明性や公平性を確保する観点からは、調査員の判断のみで行われるべき事項ではないと考える。今後は、課長等上司の承認を踏んで使用料賦課に係る判断が行われる体制を構築していく必要があるものとする。

(2) 生活保護扶助期間における下水道使用料の免除について

市下水道条例第20条において、「市長は、公益上、その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定している。これに

基づき、市では生活保護扶助期間に限り、下水道使用料を免除することとしているが、当該取決めは明文化されておらず、都度、「決裁伺書」により免除を決裁している。

市財務規則第3条及び別表第3によると、収入に関する減免の決定に関する事項について、法令等で基準が明定されていない場合は、部長決裁が必要であるとしているが、市では従来より、課長決裁で減免手続を行っている。

(改善策)

財務規則に抵触するので、早急に部長決裁による減免手続へ変更すべきである。

(3) 上下水道使用料徴収事務の一元化について

下水道使用料は、使用者が排除した汚水量に基づき賦課が行われるが、水道水を使用している場合には、水道水の使用量が汚水の排除量とみなされるため、上下水道使用料に係る徴収事務手続を一元化することによるメリットは大きい。このため、各自治体において上下水道使用料に係る徴収事務の一元化が図られているところである。

市の下水道事業に係る電算処理業務は、現在、下水道使用料電算処理業務委託契約に基づき、外部の民間業者が実施している。当該民間業者は、千葉県水道事業における電算処理業務の代行業者と同一であるため、水道水の利用者や使用量等の情報に関する共有化が図られており、現状においても徴収事務手続に係る一定の効率化は認められるが、使用料徴収事務の一元化までには至っていない。

(意見)

千葉県と市が別々に行っている水道使用料と下水道使用料の徴収を一括して行うことにより、事務処理の効率化と使用料支払の簡素化を進め、利用者サービスの向上を図っていくことが望まれる。

なお、上下水道使用料徴収事務の一元化を図ることにより、市としても、次のようなメリットを享受することができるものとする。

経費削減が図れる。すなわち、使用料徴収事務に係る外部発注を共同化することにより、千葉県との間で経費負担の分散化が図れる。

使用料徴収率の向上が図れる。すなわち、上水道使用料徴収事務との一元化を図ることにより、従来、水道使用料は滞りなく支払っているが、下水道使用料を延滞しているという利用者からの使用料徴収が容易となる。

2. 使用料水準と今後の課題について

(下水道事業に係る費用負担の基本的な考え方)

下水道事業の管理運営に係る経費の負担関係については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費(使用料)で負担することを前提とする。下水道事業の管理運営に係る経費は、資本費(地方債元利償還金や地方債取扱諸費等で構成される)と維持管理費に分けることができ、この区分のもとで、雨水と汚水に係る経費の負担区分を示すと次のとおりとなる。

下水道事業の管理運営に係る経費と負担関係

経費の分類	下水道事業の管理運営に係る経費			
	雨水に係る経費		汚水に係る経費	
	資本費	維持管理費	資本費	維持管理費
負担関係	公費負担		原則私費負担	

公費負担部分に対しては、現在、所要の交付税措置が講じられている。公費負担の具体的内容は、雨水処理に要する経費、高資本費対策に要する経費、

公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費及び水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費であり、基準内繰出金として一般会計から下水道事業特別会計へ繰出されている(基準内繰出金については、「3. 一般会計繰出金について(1) 一般会計繰出金の概要及び法規上の取扱いについて」を参照)。他方、私費とされているものについても、その全部が使用料でまかなわれているわけではなく、一定割合が基準外繰出金として一般会計から下水道事業特別会計へ繰出されている(基準外繰出金については、「3. 一般会計繰出金について(1) 一般会計繰出金の概要及び法規上の取扱いについて」を

参照)。

以上を図示すると次のとおりとなる。

財源の現状

受益者負担	一般会計繰出金	
使用料	基準外繰出金	基準内繰出金

市の下水道使用料は、平成 12 年 4 月 1 日に最終改定されているが、料金改定は次の基本方針に基づいて実施されている。

雨水処理に係る経費は公費、汚水処理に係る経費は私費の原則に基づく。将来 4 年間（平成 12 年度から平成 15 年度まで）の事業計画に基づき使用料対象経費を算出する。

物価上昇率、人件費上昇率等の係数については、原則として過去 4 年間におけるトレンドを基に算出するが、それによると将来の経済実態を反映しないと認められる場合には、実態に沿った修正を行う。

雨水汚水比率は過去 4 年間における単純平均値とする。

資本費算入割合は 38.76%とする。

使用料対象経費と資本費算入割合

使用料対象経費	
使用料	基準外繰出金
維持管理費	資本費

(注 1)

(注 1) 資本費のうち使用料を財源としている部分(資本費算入額)

(注 2) 資本費算入割合(%) = 資本費算入額 ÷ 資本費 × 100

使用料対象経費のうち維持管理費については、使用料(受益者負担)を財源とすることを前提としている。一方、資本費については、全額を使用料でまかなわず、不足分を一般会計繰出金により補っている。資本費算入割合は、使用料対象経費のうち資本費の部分について、使用料を財源とする割合を表している。

資本費算入割合を高めた場合、一般会計繰出金が減少する反面、受益者負担

の使用料が上昇する結果となる。資本費は、下水道整備に係る地方債元利償還金等で構成されるため、金額は多額になり、これを現在の受益者のみに負担させた場合、使用料が高額となるおそれがある。このため、市では、下水道普及率等を勘案して資本費算入割合を低く抑え、使用料水準を決定している。

(平成12年度料金改定後の資本費算入割合等実績の推移及び今後の見込)

料金改定後における資本費算入割合等の推移(実績)

(単位:千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	
維持管理費 ①	2,004,335	2,131,570	2,181,244	2,030,342	
資本費 ②	3,105,127	3,213,409	3,420,813	3,591,708	
汚水費計 ①+②	5,109,462	5,344,979	5,602,057	5,622,050	
財源	使用料 ③	3,403,553	3,593,893	3,819,240	4,006,406
	繰入金 ④	1,705,909	1,751,086	1,782,817	1,615,644
	計 ③+④	5,109,462	5,344,979	5,602,057	5,622,050
資本費算入額 ⑤ (③-①)	1,399,218	1,462,323	1,637,996	1,976,064	
資本費算入割合 ⑤/②×100	45.1%	45.5%	47.9%	55.0%	
下水道普及率	40.0%	41.8%	44.2%	46.6%	

(市資料より)

(注)「資本費算入割合」は、実績数値に基づき算出したものである。

今後の資本費算入割合等の見込

(単位:千円)

項目	平成16年度	17年度	18年度	19年度	
維持管理費 ①	2,080,640	2,210,888	2,211,265	2,292,491	
資本費 ②	3,954,258	4,177,876	4,271,886	4,390,429	
汚水費計 ①+②	6,034,898	6,388,764	6,483,151	6,682,920	
財源	使用料 ③	4,239,765	4,473,192	4,672,621	4,897,325
	繰入金 ④	1,795,133	1,915,572	1,810,530	1,785,595
	計 ③+④	6,034,898	6,388,764	6,483,151	6,682,920
資本費算入額 ⑤ (③-①)	2,159,125	2,262,304	2,461,356	2,604,834	
資本費算入割合 ⑤/②×100	54.6%	54.2%	57.6%	59.3%	
下水道普及率	52.7%	56.6%	59.9%	62.8%	

(市資料より:平成15年12月作成資料)

(注)「使用料」は、現行の料金体系を前提としている。

平成12年度料金改定時においては、資本費算入割合38.76%を前提として使

用料が決定されているが、料金改定後の実績数値に基づいて算出された資本費算入割合は、計画値と比較して、高水準に推移している。この原因としては、市担当者によれば、使用料収入はほぼ計画どおりに推移したが、物価水準が計画値と比較して下落傾向にあったため、維持管理費の実績額が大幅に下回ったことが考えられるとのことである。

過去の実績を見ると、市では概ね 4～6 年に一度の頻度で料金改定を実施している。このため、今回も平成 16 年度料金改定のための試算が行われてきたが、結果として改定は行われていない。市担当者によれば、普及率や資本費算入割合、近隣市の状況、当時（平成 16 年 1 月）の経済情勢等を総合的に勘案した結果、料金改定による値上げは下水道利用者の理解を得られないという見解であった。

（現行の料金体系及び他市比較）

市の下水道使用料の料金体系は次のとおりである。

料金表（月額、税抜き）（改正：平成 12 年 4 月 1 日）

使用料算定基礎	区分	汚水排除量			料金 (円)
	一般汚水		10 m ³ 以下		(基本料金)
		10 m ³ を超え	20 m ³ 以下	1 m ³ につき	90
		20 m ³ を超え	30 m ³ 以下	〃	165
		30 m ³ を超え	50 m ³ 以下	〃	230
		50 m ³ を超え	100 m ³ 以下	〃	275
		100 m ³ を超え	500 m ³ 以下	〃	295
		500 m ³ を超え	1,000 m ³ 以下	〃	320
		1,000 m ³ を超え	2,000 m ³ 以下	〃	335
		2,000 m ³ を超え		〃	380
浴場汚水		10 m ³ 以下		(基本料金)	100
		10 m ³ を超えるもの		1 m ³ につき	10

（市資料より）

近隣他市との料金体系比較（一般汚水）

（単位：円）

区分	船橋市	千葉市	市川市	松戸市	習志野市
行政区域内人口	565,510	905,206	460,738	474,143	156,359
基本料金 10 m ³	895	680	900	900	711
11 m ³ ～20 m ³	90	104	143	112	78
21 m ³ ～30 m ³	165	137	163	135	116
31 m ³ ～50 m ³	230	170	188	159	155
51 m ³ ～80 m ³	275	207	227	233	214
81 m ³ ～100 m ³	275	207	227	282	214
101 m ³ ～200 m ³	295	243	274	282	265
201 m ³ ～500 m ³	295	243	274	368	265
501 m ³ ～1000 m ³	320	271	318	368	265
1001 m ³ ～2000 m ³	335	303	363	368	265
2001 m ³ 以上	380	332	410	368	265

（総務省「地方公営企業年鑑」及び市資料より）

近隣他市と比較して、市の料金体系には次のような特徴がある。

基本料金は 895 円であり、近隣他市とほぼ同水準である。

11 m³～20 m³までの 1 m³当たりの単価が 90 円であり、近隣他市に比べ低水準である。

21 m³以上の 1 m³当たりの単価が近隣他市に比べてやや高目の水準にある。

11 m³～20 m³までと、21 m³～30 m³までの 1 m³当たり単価の乖離幅が近隣他市に比べ著しい。

他方、市の一般家庭における年度別汚水排除量は次のように推移している。

一般家庭における年度別汚水排除量の推移

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
平均汚水排除量 (m ³ /月)	19.9	19.8	19.2	18.8

（市資料より）

（注）平均汚水排除量は、年間汚水排除総量を処理件数で除して算出している。

市の下水道使用料の料金体系と、一般家庭における平均汚水排除量を比べる

と、平均汚水排除量に近い月間排除量 20 m³において、使用料が大きく上昇していることが分かる。このため、汚水の排除量が平均汚水排除量より少ない一般家庭においては、近隣他市に比べ使用料は低水準となり、汚水の排除量が、平均汚水排除量を上回る一般家庭においては、その超過分に対して、近隣他市に比べ高水準の使用料が賦課される仕組みとなっている。

(意見)

今後の料金改定を実施する時期については、過去行われてきたような 4～6 年に一度というタイミングには必ずしもこだわらず、普及率や経済環境の変化を勘案した柔軟な姿勢で決定していくことが望まれる。

市区域内における下水道整備やそれに伴う普及率は年々変化しており、長期間に渡り下水道使用料を改定しなければ、下水道事業に係るコスト(使用料対象経費)と受益者負担のバランスが図れなくなるおそれがある。使用料対象経費は、受益者(利用者)負担が原則であるが、資本費の一部を基準外繰出金として一般会計より繰り出すということは、間接的に市民全体に負担を課しているといえる。これは、下水道普及率が低水準にある状況においては、将来供用開始区域等に係る資本費をその時点における受益者のみに負担させると使用料が高額となることや、将来供用開始区域の市民に対しても、供用開始前から広く負担を求めているためであると考えられる。市の平成 12 年度における下水道普及率は 40.0%であったが、平成 15 年度では 46.6%となり、また、平成 19 年度には 62.8%となる見込である。市は、このような将来の見込を勘案して、普及率の変化に適応した使用料の見直しを行っていくことが望まれる。

平成 12 年度料金改定時には、改定率を一律 9.29%として値上げを行っているが、料金体系(基本料金も含めた、汚水排除量の水準に応じた使用料単価の体系)の見直しはなされていない。先に述べたように、市の料金体系は、汚水排除量 20 m³(1 箇月)を基準として使用料単価の水準に大きな格差を設けている。この料金体系は、近隣市と比較した場合、累進度がやや高いという特徴がある。しかし、この料金体系は、月当たりの排出量水準で大きく使用料に格差を設けたものであり、排出量水準によっては、大きな負担を強いられている利用者も存在すると考えられる。このことを踏まえると、現行の料金体系につい

て、現在の料金体系が確立されたときの経緯等も勘案し、現在の料金体系が現状に適合したものであるかどうか、料金改定時にあわせて検討を行うことが望まれる。

(行政コスト計算書)

下水道事業の決算においては、施設の減価償却費が計上されておらず、人件費や事業債利息等の事業運営に係るコストが的確に示されていない。そこで、今回の監査においては、下水道事業の管理運営を行うのに毎年どれだけのコストが発生しているのか、対応する使用料収入等との関係はどのようになっているのかについての実態を明らかにすることを目的に、「行政コスト計算書」(民間会社の損益計算書に相当) を試算した。

行政コスト計算書作成に当たっての主な前提条件は次のとおりである。

計算書の様式は総務省「地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書」に準拠している。

人に係るコストは、職員人件費である。

物に係るコストは、物件費(物品購入費等)、外部委託費、維持管理費、減価償却費等である。

その他コストは、事業債利息等である。

減価償却費については、初期投資額のうち用地費部分については実施せず、用地費以外の部分について、耐用年数を総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠して、簡便的に公園施設は 40 年、その他施設は 25 年の定額法で計算している。

なお、差引行政コストの金額は、市が負担している金額であること(すなわち市民の税金でまかなわれていること) を意味しており、行政活動のコストとして適切であるかどうかを判断する材料の一つである。行政コストとして大きな金額になっている要因は主に減価償却費や事業債利息が多額なためである。減価償却費や事業債利息が多ければ、それだけ事業債による建設が後の世代にコスト負担を残しているといえる。

以上の前提条件に基づき、平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間に係る行政コスト計算書を作成すると次のとおりとなる。

行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	1,307,041	1,236,056	1,296,187
市職員人件費	1,300,667	1,229,044	1,284,347
臨時職員人件費	6,374	7,011	11,839
II 物に係るコスト	9,134,532	9,308,731	9,453,283
物件費(物品購入費等) 及び維持管理費(修繕費等)	797,740	669,535	617,894
外部委託費	753,439	807,925	777,659
流域下水道維持管理負担金	975,430	915,887	888,194
減価償却費	6,599,962	6,908,468	7,163,272
その他	7,960	6,915	6,262
III その他コスト	4,077,373	4,094,780	3,992,536
支払利息	4,072,532	4,094,392	3,991,505
その他	4,840	387	1,031
行政コスト合計	14,518,947	14,639,567	14,742,007
(収入項目)	3,924,325	4,204,770	4,328,630
下水道使用料	3,593,893	3,819,240	4,006,406
公共下水道維持管理負担金	81,093	192,716	177,776
その他	249,338	192,814	144,448
差引行政コスト	10,594,621	10,434,797	10,413,377
市人口(人)(注)	553,598	559,956	565,383
市民 1 人当たり行政コスト(円)	19,138	18,635	18,418

(注)市人口は 10 月 1 日現在のものである。

市職員人件費には退職者に対する退職金が含まれているため、各年度における退職金の発生状況により市職員人件費は増減する。なお、平成 13 年度で 137,517 千円、14 年度で 24,776 千円、平成 15 年度で 114,138 千円の退職金が発生している。退職金を除いた場合の市職員人件費は、平成 13 年度で 1,163,150 千円、14 年度で 1,204,268 千円、15 年度で 1,170,209 千円であり、ほぼ同水準で推移している。

物件費及び維持管理費については、公共下水道の供用区域の拡大等を原因として、処理場における需用費が毎年約 20,000 千円程度増加傾向にある。他方

で、処理場維持のために支出される工事請負費は平成 13 年度で 303,635 千円、14 年度で 154,203 千円、15 年度で 95,023 千円と大幅な減少傾向にある。このため物件費及び維持管理費全体としては、平成 15 年度で 617,894 千円となり、平成 13 年度の 797,740 千円と比較して、179,845 千円の減少となっている。

行政コスト合計は平成 13 年度で 14,518,947 千円、14 年度で 14,639,567 千円、15 年度で 14,742,007 千円と毎年増加傾向にあるが、公共下水道の供用区域の拡大を原因として、下水道施設の減価償却費が毎年約 300,000 千円程度増加しているのに対し、前述した処理場維持のために支出される工事請負費と流域下水道維持管理負担金が減少傾向にあるため、全体としては年間約 100,000 千円程度の増加にとどまっている。

収入項目については、公共下水道の供用区域の拡大により、使用料は年々増加傾向にあり、平成 15 年度は 13 年度と比較して 412,512 千円多い 4,006,406 千円となっている。

収入項目の増加額が、支出項目の増加額を上回る傾向を反映して、平成 15 年度差引行政コストは、13 年度と比較して 181,244 千円減少し 10,413,377 千円となり、また、市民 1 人当たり行政コストについても、平成 15 年度は 13 年度と比較して 720 円低い 18,418 円となった。

なお、上記行政コストには、汚水処理に係る経費（汚水費）のほかに雨水処理に係る経費（雨水費）が含まれる。「 監査の結果及び意見 3 . 一般会計繰出金について」に記載のとおり、市では雨水処理負担金として平成 13 年度で 3,125,558 千円、14 年度で 3,254,186 千円、15 年度で 3,412,304 千円の一般会計繰出金が発生しており、この雨水費が市の行政コストの大きな構成要素となっている。

3 . 一般会計繰出金について

(1) 一般会計繰出金の概要及び法規上の取扱いについて

地方財政法施行令第 12 条（公営企業）に列挙される 13 事業（公共下水道事業等）については、「 その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（以下「基準内繰出金」という。）及び 当該事業の

性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（以下「基準外繰出金」という。）を除き、当該事業の経営に伴う収入（地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない」とされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務付けられている。

換言すれば 及び の性質のものについては、一般会計からの繰出金（以下「一般会計繰出金」という。）が認められている。

また、「基準内繰出金」についての基本的な考え方は、「平成 15 年度の地方公営企業繰出金について」（平成 15 年 4 月 21 日総財公第 31 号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 総務省自治財政局長通知）として通知されている。さらに、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日自治準企第 153 号 各都道府県総務部長・各指定都市財政担当局長宛 自治省財政局準公営企業室長通知）において、繰出基準が法非適用企業についても適用されることとされている。

一般的に、一般会計繰出金を性格ごとに分類すると次のとおりである。

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| { | 基準内繰出金 | { | a. 本来一般会計で負担すべきものであり、削減努力によりある程度単位当たりの支出を抑えられるもの（次頁「一般会計繰出金の推移表」の参照欄の a-1）。また、外的要因により支出額が変動するもの（同表の a-2）。 |
| | 基準外繰出金 | { | b. 本来一般会計で負担すべきものであり、公債費で返済予定スケジュール金額が確定しているもの（同表の b）。 |
| | | | c. 政策的に一般会計で負担することを市として決定しているもの（以下「市独自の繰出金」という。同表の c）。 |
| | | | d. 歳入不足補填目的のもの、換言すれば経営効率化により削減すべきもの（以下「歳入不足補填目的の繰出金」という。）。 |

平成13年度、14年度及び15年度における一般会計繰出金（決算）の内訳の推移は次のとおりである。

一般会計繰出金の推移表

（単位：千円）

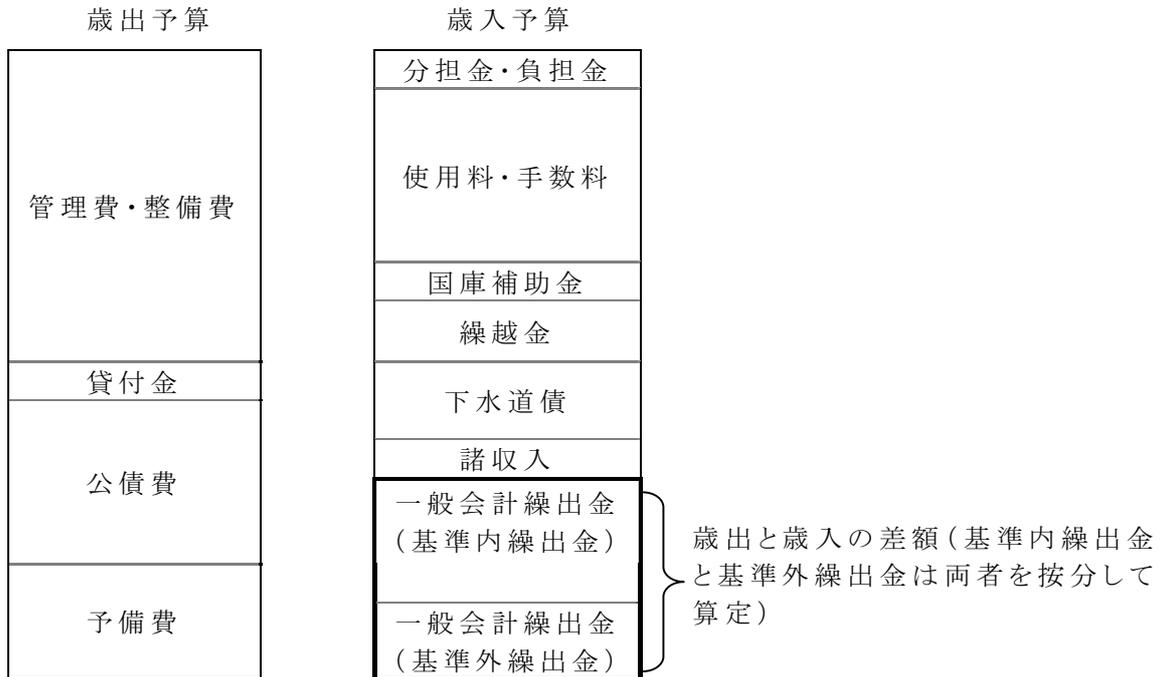
項目		平成13年度	14年度	15年度	参照	
収益的支出への繰出金	基準内繰出金					
	1. 雨水処理負担金	3,125,558	3,254,186	3,412,304	a-2	
	2. 水質規制費	31,534	28,463	27,946	a-1	
	3. 水洗便所等普及費	18,060	15,329	15,045	a-1	
	4. 不明水処理費	305,854	272,912	336,312	a-1	
	5. 高度処理費 （用地の元金償還金以外）	5,013	12,420	21,939	a-1	
	6. 臨時財政特例債等	360,038	338,709	308,114	b	
	7. 緊急下水道整備特定事業経費	36,415	40,380	40,618	a-1	
	計	3,882,473	3,962,401	4,162,282		
資本的支出への繰出金	基準内繰出金					
	1. 雨水処理費（用地の元金償還金）	35,297	39,953	43,477	b	
	2. 流域下水道建設費等	3,648	2,425	16,427	a-2	
	3. 臨時財政特例債等	752,760	999,539	1,176,941	b	
		計	791,705	1,041,917	1,236,845	
	基準外繰出金					
	1. 汚水分資本費の一部	1,751,084	1,782,815	1,615,643	c	
	2. 水洗便所改造工事資金貸付金	20,067	14,027	19,761	c	
	3. 建設改良費	1,502,956	595,802	206,914	c	
	4. し尿処理経費	121,713	103,035	78,552	c	
	計	3,395,820	2,495,680	1,920,871		
	計	4,187,526	3,537,598	3,157,717		
一般会計繰出金合計		8,070,000	7,500,000	7,320,000		

（市資料より）

(2) 一般会計繰出金の決定方法と推移について

下水道部では、予算作成時に歳出と歳入の差額をもって一般会計繰出金としている。これを図にすると以下のようになる。

一般会計繰出金の決定方法

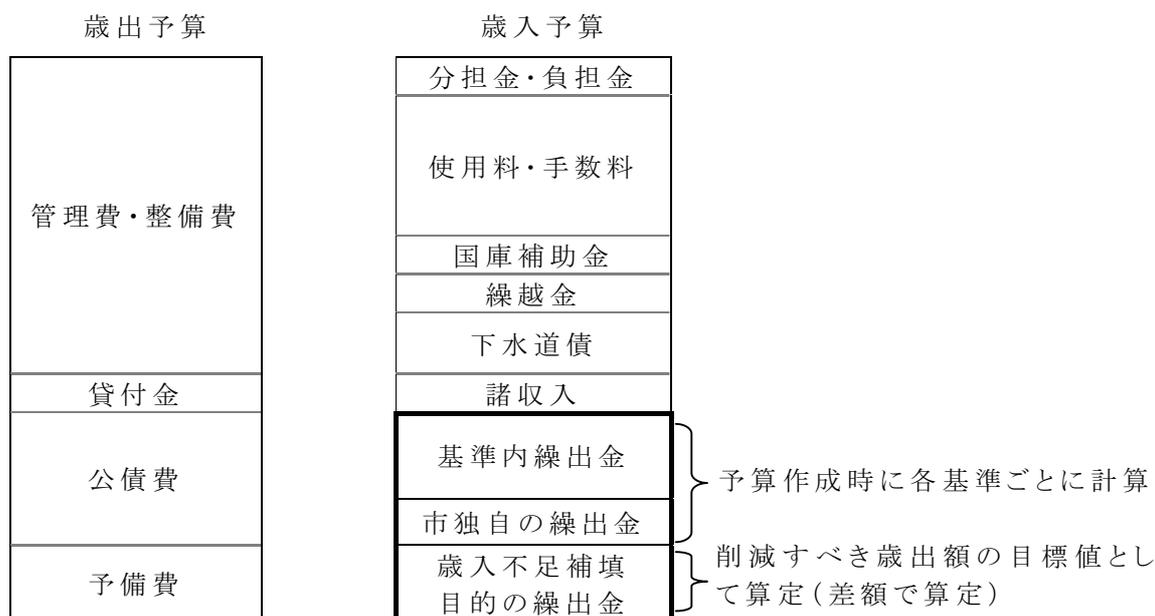


下水道部では、前述のとおり予算作成時に歳出と歳入の差額をもって一般会計繰出金とするにとどまっており、各項目ごとには算定していない。このため、基準内繰出金及び基準外繰出金各項目ごとの内訳は勿論、基準内繰出金と基準外繰出金の区分についても曖昧なものとなっている。

(意見)

下水道部の経営成績を明確にするためには、予算作成時に各項目ごとに基準内繰出金及び基準外繰出金を算定し、これに歳入不足補填目的の繰出金を加えるという手続で一般会計繰出金を決定すべきであると考え。これにより、それぞれが管理目的の目標値として使用することが可能となり、また、後述する予算実績分析を行うことにより下水道部の経営成績をも明確にすることが可能となる。

あるべき一般会計繰出金の決定方法



(3) 市独自の繰出基準の策定について

(2)で述べたとおり、下水道部では、予算作成時に歳出と歳入の差額をもって一般会計繰出金とするにとどまっており、基準内繰出金と基準外繰出金の内訳について曖昧なものとなっている。

この結果、市独自の繰出基準の算定根拠が曖昧なものになっており、歳入不足補填目的の繰出金が明確になっていない。

(意見)

経営の効率化の観点から経営管理を充実させるためには、「市独自の繰出金」として一般会計で負担する範囲を要領等に定めて明確にした上で予算作成時に「市独自の繰出金」を算定するとともに、「歳入不足補填目的の繰出金」の金額を算定すべきと考える。たとえば、汚水分資本費の一部について、一般会計で負担する金額の上限を要領等で定める方法で「市独自の繰出金」を算定し、差額を「歳入不足補填目的の繰出金」とする方法が考えられる。これにより、将来的にはゼロにすべき削減目標値が明確になり、経営管理の指標として役立つと考えられる。また、一般会計で負担する範囲については定期的(たとえば4年おき)に見直すことが望まれる。

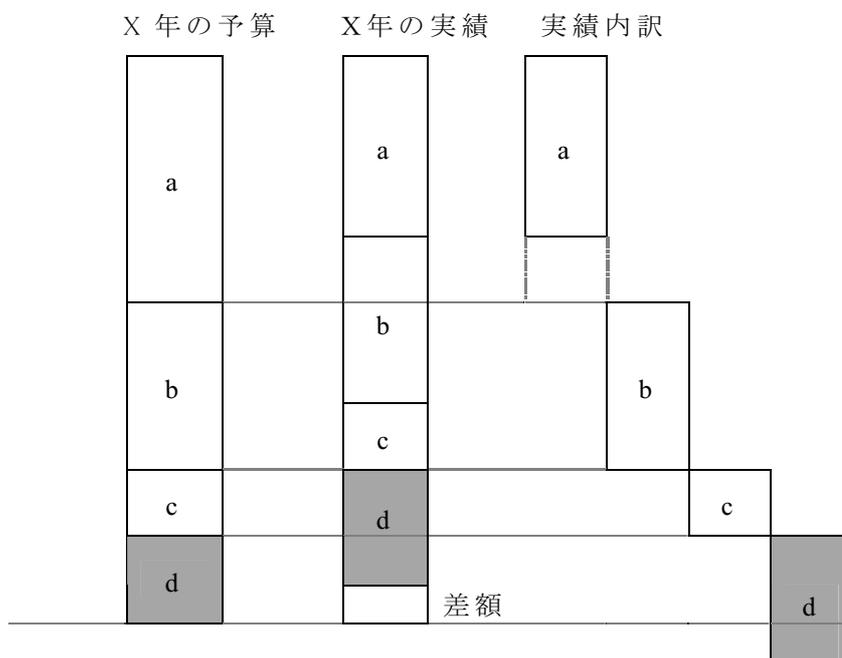
(4) 予算実績管理について

下水道部では、年度ごとの決算額の比較を行い、決算額の大まかな推移や執行率を把握している。しかし、一般会計繰出金の各項目ごとに予算と実績との差異分析は行っていない。

(意見)

経営成績の実態を正しくとらえるためには、上述の(2)及び(3)の意見における指摘事項を改善した後、予算作成時に各項目ごとの金額を算定して決定し、併せて各項目ごとに予算実績比較を実施すべきである。

予算実績比較の必要性を、以下の具体的な例をもって見てみることにする。なお、下図における a ~ d は「(1)一般会計繰出金の概要及び法規上の取扱いについて」に記載した一般会計繰出金の a ~ d の 4 つの性格に対応するものである。下図はあくまでも例示であり、下水道部の実態を表したものではない。



上図のように、X年の予算と実績を総額でとらえた場合、実績では差額が発生しており、予算より経営成績が改善されているととらえられる可能性がある。しかし、各項目ごとに予算と実績を比較した場合、減少したのは図の a a であり、図の d d (歳入不足補填部分) はむしろ実績では大きくなっているこ

とが分かる。少なくとも歳入不足補填部分の実績は予算時よりも悪化していることが、各項目ごとに予算実績分析を行うことで初めて明確になるといえる。

また、aの実績が予算に比べ減少した理由を分析する必要がある。差額が発生したのは、雨水処理量が減少したなどの外的要因によるものなのか、維持管理費の削減等の内的要因によるものなのか、個別に検証することによって、より明確な経営分析が可能となる。

4. 貸出金について

(1) 貸出金に係る償還金延滞者に対する延滞金の徴収漏れについて

下水道事業においては、「船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則」に基づき、市の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、その工事に要する資金の貸付を実施している。当該貸付金には、利息は付さず（無利息）、40ヵ月の均等分割払いにより償還される。

同規則第10条第2項によると、償還金に延滞があるときは、年14.6%の延滞金を徴すると規定しているが、過去延滞者に対して、延滞金の徴収は行われていない。平成15年度末における延滞金が発生している貸付元本及び延滞金は次のとおりである。

平成15年度末貸付金及び延滞金

(単位:千円)

延滞金が発生している貸付元本	延滞金
561	244

(市資料より)

市担当者によれば、他の自治体と比較した場合、実際に延滞金を徴収している自治体が過去、ほとんどなかったこと、水洗化の工事費を支払えないということで当該制度を利用している利用者に、延滞金を賦課しても徴収は困難であるという実態を考慮し、過去より延滞金の徴収は実施していないとのことである。

(改善策)

金額は僅少であるが、規則に従った徴収が行われておらず、合規性違反が生じている。実態を考慮して、延滞金を徴収していないとのことだが、その場合は規則を改正し、規則に準拠した処理を行っていくべきである。

5. 契約について

(1) 工事契約の関係規程について

工事契約に関しては、平成15年4月1日に財政部契約課が中心となり、「契約関係規程集」を作成している。工事契約に関する主な規程は次のとおりである。

船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準
船橋市建設工事指名業者選定基準
船橋市建設工事指名業者選定基準の運用基準
建設工事に係るダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)の実施要領
建設工事及び建設設計に係るダイレクト型一般競争入札の実施規定
船橋市建設工事等契約事務取扱基準
低入札価格調査実施要領
船橋市特定建設工事共同企業体取扱要綱
建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領
船橋市の工事請負における随意契約のガイドライン
船橋市建設工事適正化指導要綱

これらのうち、次の規程に関して以下のような誤植等が発見された。

建設工事に係るダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)の実施要領

規定	誤	正
第4条第2項(1)	・・・当該工事の入札日6か月以内に・・・	・・・当該工事の入札日 <u>前</u> 6か月以内に・・・
第6条第1項	・・・自治令第167条の6及び船橋市財政規則第94条に規定により、・・・	・・・自治令第167条の6及び船橋市財 <u>務</u> 規則第94条 <u>の</u> 規定により、・・・

建設工事及び建設設計に係るダイレクト型一般競争入札の実施規定
別紙様式 1

誤	正
地方自治法施行令第 167 条第 6 項の規定により、ダイレクト型一般競争入札を次のとおり実施する。	自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、ダイレクト型一般競争入札を次のとおり実施する。

船橋市の工事請負における随意契約のガイドライン

1 予定価格が別表第 3 の金額の範囲内で規則で定める額を越えないとき (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
--

誤	正
① 工事請負にあつては、地方自治法施行令別表第 3 及び・・・	① 工事請負にあつては、地方自治法施行令別表第 5 及び・・・

(改善策)

誤植等は速やかに修正すべきである。

(2) 工事契約の入札参加資格について

建設工事に係るダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)の実施要領(以下「実施要領」という。)では、第 4 条第 1 項において次のような規定が設けられている。

第 4 条 入札参加者は、船橋市建設工事入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市工事成績評定活用基準に基づく入札参加保留措置を、当該工事の公告日から当該工事の入札日までの間、受けていない者でなければならない。

また、工事の種類又は性質により、次の各号の定める資格要件を設けたときは、当該資格を有する者でなければならない。

(1) ~ (3) (省略。)

(4) 県内又は市内若しくは近隣市に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。

(5)～(6)(省略。)

この規定を受けて、建設工事及び建設設計に係るダイレクト型一般競争入札の実施規定の別紙様式 1 では、工事の入札参加者に必要な資格等として、「地域要件」という項目が設定されている。

工事契約を調査したところ、この「地域要件」に「船橋市内に本店のある者」(以下「市内業者」という。)と記載された工事が多数確認された。このような地域要件が設定されていると、市外に本店がある業者(以下「市外業者」という。)は入札に参加することができない。

平成 15 年度の工事契約について、工事を落札した市内業者と市外業者の割合は次のとおりである。

(単位：千円・%)

部 署	契約額		比率
下水道 計画課	市内業者	91,980	9.32
	市外業者	894,327	90.68
下水道 建設第一課	市内業者	1,991,180	57.73
	市外業者	1,458,156	42.27
下水道 建設第二課	市内業者	2,331,816	85.62
	市外業者	391,568	14.38
合 計	市内業者	4,414,977	61.67
	市外業者	2,744,051	38.33

下水道計画課の工事は難度が高い設備関連の工事であり、大手でなければ施工できない物件が多いため、市外業者の割合が高くなっている。

下水道建設第一課及び第二課の工事は管渠工事である。大規模で難度の高い工事は、大手である市外業者も入札に参加できる可能性が高いが、小規模で難度が高くない工事で市内業者でも施工可能と判断される工事については、現在、市においては「地域要件」を追加設定し、市内業者の受注機会の拡大を図り、市外業者の入札を制限している。平成 15 年度においては、建設第一課は、幹線や準幹線などの大規模で難度の高い工事が多かったため、結果的に市外業者

の割合が約 42%と高くなった。一方、建設第二課は平成 15 年度の場合、主として面整備工事が中心であったため、入札時に「地域要件」を設定している場合が多く、市外業者の割合は約 14%に止まった。なお、下水道部全体の工事に占める市外業者の割合は 38.33%であり、市内業者の割合は 61.67%である。

前述のとおり、実施要領第 4 条第 1 項(4)によれば、「工事の種類又は性質」によって「本店又は営業所所在地」を入札時の資格要件とすることができることになっている。現在、市が同条を適用する場合、入札参加資格者の資格要件として、同実施要領第 6 条第 1 項に定める「別紙様式 1」の中で「船橋市内に本店のある者」という地域要件を追加設定することによって、「工事の規模が小さく難度が高くない事」を「工事の種類又は性質」と見做して、入札参加資格者を市内業者に限定している。しかし、工事の規模が小さく難度が高くない場合に入札参加資格者を市内業者に限定しなければならない理由は必ずしも明確となっていない。この点を市に質問したところ、以下のような説明とともに、現状においては、規模が小さく難度が高くない工事には市内業者の受注機会の拡大を目的として上記の地域要件によって運用しているとの回答を得た。

市の立場としては、市内業者の受注機会の拡大という政策を堅持して、市内業者の育成を図ることを目指している。

ダイレクト型一般競争入札を導入することにより、より客観的かつ公正な入札方式を採っている。なお、他の自治体の多くが指名競争入札によっている実態に鑑みると、船橋市の場合は、より厳しい入札方式を採っていることになる。

対象工事として市が発注する設計金額を「130 万円を超える工事」とすることにより、他の自治体よりかなり適用範囲を広げた規定になっており、この点においても船橋市の競争条件は厳しくなっている。

入札及び契約の決定の透明性と公正性を確保するため、平成 16 年 8 月 27 日に「船橋市入札監視委員会」を設置し、また、「船橋市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要領」を定めている。

他の多くの自治体でも「地域要件」を設定して、県内や市内の業者の育成を目指しているという実情がある。

(意見)

規模が小さく難度が高くない工事について、一律に市内業者に有利となる取扱いをすることは、必ずしも自治法令の期待するところではないと思われるが、他の多くの自治体が採っている政策ともいわれている。また、ゼネコンに代表される市外業者と零細な或いは中小規模の市内業者を単純に同じ土俵で競わせることは、必ずしもベストの政策とはいえないという考え方もある。

しかし、こうした現在の市の取扱いを、地域要件のつかない場合と比べれば、その競争条件において、市内業者にとっては、より有利に、また、市外業者にとっては、自由競争と公平な機会均等性に欠けるという面があり、結果的に落札率をもっと低くできる機会を失うおそれがある。

また、本来的には、契約履行能力の保持という要素以外には入札参加資格に制限を設けていない自治法令に定める一般競争入札の趣旨との関連も考えなければならない。

結局、自由で公正な競争の徹底から得られる経済性(落札率の改善)や自治法令の精神にかなった入札方式とするか、市内業者の受注機会の拡大に結びつく育成策、つまり、地域限定付の競争条件の下における入札方式とするかという問題になる。

こうした市の運用方針や取扱いについては、自治法令の趣旨、市民の考え方及び市の長期的財政負担という観点から見て、どれがより望ましいか、改めて再確認しておく必要があると考える。

(3) 最低制限価格について

船橋市建設工事等契約事務取扱基準では、第4条第1項及び第2項において次のような規定が設けられている。

第4条 建設工事等の入札にあたり、競争入札(2者以上の見積り合せを含む)で発注する工事及び建設設計については、最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格の設定率を次のとおりとする。

(1) 建設工事 予定価格の85%~70%の範囲とする。

(2) 建設設計 予定価格の 60% ~ 50% の範囲とする。

市は現在、当該規定にしたがって最低制限価格を設ける場合、市内業者の設定率は 85%、市外業者の設定率は 75% という方針をとっている。市がこのような最低制限価格の設定率を決めた理由は次のとおりである。

(理由)

市内業者は市外業者よりも、資材調達、資金繰りにおいて不利な立場にあるため、現場管理費や一般管理費が予定価格の 15% 程度発生するとみなし、 $100\% - 15\% = 85\%$ を最低制限価格の設定率とする。

市外業者は市内業者よりも資材調達や資金繰りを有利に行えるため、市内業者よりも低い最低制限価格を設定しても採算が合うので、予定価格の 75% を最低制限価格の設定率とする。

(意見)

上記のルールは業者側の財政事情を勘案して決定したものであり、最低制限価格に関する規定である地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、」という文言や、船橋市財務規則第 104 条第 2 項の「前項の規定による最低制限価格は、契約の性質、内容等により個々に決定するものとする。」という文言から推測される趣旨とは異なる判断によって設けられたものと考えられる。

最低制限価格は、本来、業者の本店等の所在地や財政事情を要素として一律に決定されるものではなく、あくまで工事の履行を確保するためのものであり、また、それは個々の工事ごとに設定されるべきものである。したがって、現在、市が実施している最低制限価格の設定方法は、必ずしも、地方自治法施行令や船橋市財務規則の趣旨に合致しているとはいえないと考える。

そこで、以下の諸点について検討が必要である。

「市内業者」・「市外業者」という二つの括りだけの区分単位で最低制限価格を設けて適用している点

最低制限価格の設定率算定の合理性並びに、「市内業者」と「市外業者」

の区分の下に設けた差「10%」の妥当性

(4) 最終処分場用地の賃貸借契約について

脱水汚泥の最終処分については、個人の所有者より処分場用地を借りているが（契約面積 7,834.60 m²）、賃借料は年間 3,243 千円、1 箇月当たり 34.50 円 / m²で算定されている。

この算定根拠については、市側の説明によれば、「船橋市行政財産使用料条例」を参考にしているとのことであった。

そこで、この条例に沿って、この点の確認を行ったが明確な算定根拠を見出すことはできなかった。よって、賃借料の算定根拠が不明と言わざるを得ない。

（意見）

処分場用地が市にとって必要な土地であることは明白であるが、賃借料の算定に当たっては、明確な根拠に基づいた算定を行うことが望ましい。

(5) 落札率の高い業務について

指名競争入札による委託業務のうち、平成 15 年度の落札率が 95% 以上のものとして、次の業務がある。

高瀬下水処理場清掃業務 (単位:千円)

	設計金額 ①	予定価格	契約額 ②	契約方法	入札参加 業者数	落札率 ②/①
平成 13 年度	7,410	7,224	7,188	指名競争入札	3	97.0%
平成 14 年度	7,390	7,161	7,140	指名競争入札	3	96.6%
平成 15 年度	7,257	6,966	6,930	指名競争入札	3	95.5%

(市資料より)

西浦下水処理場有害物質等分析業務 (単位:千円)

	設計金額 ①	予定価格	契約額 ②	契約方法	入札参加 業者数	落札率 ②/①
平成 13 年度	12,993	12,600	12,495	指名競争入札	5	96.1%
平成 14 年度	16,592	15,750	15,750	指名競争入札	5	94.9%
平成 15 年度	29,255	28,665	28,560	指名競争入札	7	97.6%

(市資料より)

(注1)設計金額の増額は、分析項目の増加による。

(注2)平成15年度においては、西浦下水処理場と高瀬下水処理場の契約が一本化された。

西浦下水処理場管理本館等清掃業務

(単位:千円)

	設計金額 ①	予定価格	契約額 ②	契約方法	入札参加 業者数	落札率 ②/①
平成13年度	6,076	5,985	5,932	指名競争入札	5	97.6%
平成14年度	6,069	5,932	5,932	指名競争入札	5	97.7%
平成15年度	5,953	5,716	5,716	指名競争入札	5	96.0%

(市資料より)

高瀬下水処理場内の清掃業務については、過去3年間指名競争入札にて契約を行っており、各年度の落札状況については上記の表のとおりである。当該清掃業務は、通常の施設内清掃業務であり、特殊な清掃業務ではないが過去3年間の落札業者、入札参加業者3業者ともに同一業者である。また、落札率は高止まりしており、平成15年度の各業者の入札額を見ると、落札金額と5万円ほどの差しかない。

なお、西浦及び高瀬の下水処理場有害物質等分析業務については、平成16年度より、指名事業者への説明会を止めて郵便型指名競争入札方式に切り替えた結果、落札率は88.5%まで低減している。

(意見)

特殊な能力が必要ではない当該業務において、指名競争入札にも関わらず、過去3年間において落札率が高止まりし、落札業者及び入札参加業者のいずれも同一ということは、競争入札の効果が現れているとは言い難い。よって、入札参加業者の変更、増加や郵便型指名競争入札対象範囲の拡大等の対応を行い、客観的に見ても入札の公平性が確保されていることを担保するとともに、より一層の落札率の低減を図る必要がある。市内企業者の育成と地域経済の活性化という観点から、市内業者のみを指名することも理解できるが、市外業者等にも入札に参加させ、もう一段のコスト削減を図る努力をすることも重要と考える。

(6) 指名競争入札の落札率について

平成 13 年度から 15 年度までの、下水道管理課及び高瀬下水処理場における委託契約・工事契約の契約方法別の平均落札率は次のとおりである。

平成 13 年度 (委託契約)			(工事契約)	
	件数(件)	平均落札率	件数(件)	平均落札率
指名競争入札	17	93.6%	9	88.2%
一般競争入札	0	-	0	-
随意契約	37	96.5%	1	93.3%
合計	54	95.7%	10	88.3%

平成 14 年度 (委託契約)			(工事契約)	
	件数(件)	平均落札率	件数(件)	平均落札率
指名競争入札	19	97.5%	5	88.7%
一般競争入札	0	-	0	-
随意契約	24	97.2%	0	-
合計	43	97.4%	5	88.7%

平成 15 年度 (委託契約)			(工事契約)	
	件数(件)	平均落札率	件数(件)	平均落札率
指名競争入札	24	89.5%	1	82.5%
一般競争入札	0	-	5	85.0%
随意契約	21	98.0%	0	-
合計	45	95.5%	6	84.8%

(市資料より)

指名競争入札における落札率を、委託契約と工事契約において比較すると、委託契約における指名競争入札の落札率が高い傾向にあることがわかる(平成 15 年度の委託契約は、落札率 58%の契約が 1 件あったため、全体の落札率が下がっている。)

(意見)

委託契約の中に、指名競争入札の効果が未だ十分に現れていない契約が存在するのではないかとと思われる。よって、現在の契約のうち下記のすべてに該当するものについては、契約方法等の検討が必要と考えられる。

- ・ 落札率が高いまま推移している契約
- ・ 過去 3 年間に於いて、同一業者が落札している契約
- ・ 過去 3 年間に於いて入札参加業者が同一の契約

・ 業務内容の特殊性が低い業務

これらに該当する契約については、入札参加業者数の増加や変更、郵便型指名競争入札の導入による透明性の確保等により、もっと競争入札の効果を引き出す必要があると考えられる。

(7) 「船橋市物品調達等競争入札参加者資格審査基準」及び「入札約款」について

船橋市では、物品調達等競争入札参加者の資格等を定める公告に定める資格審査の方法等については、「船橋市物品調達等競争入札参加者資格審査基準」によるものとしている。また、船橋市の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては地方自治法、同法施行令及び船橋市財務規則その他法令に定めるもののほか、「入札約款」に定めるところによるものとしている。

「船橋市物品調達等競争入札参加者資格審査基準」及び「入札約款」においては、地方自治法及び同法施行令等の法令等が引用されているが、引用されている条文について法令等の原文との突合せを行ったところ、「入札約款第 5 条の 2」において次のとおり誤植等があった。

誤植等の正誤表

誤	正
…担保のうち、第 5 号の…	…担保のうち、 第 1 項 第 5 号の…
市長が 确实 と認める金融機関	市長が 确实である と認める金融機関
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律	出資の受入 れ 、預り金及び金利等の取締 り に関する法律
水産業共同組合又はその他の預金の受入を行う組合をいう。	水産業 協 同組合その他の 貯 金の受入 れ を行う組合をいう。

(改善策)

誤植等については速やかに修正すべきである。

(8) 薬品購入について

西浦下水処理場及び高瀬下水処理場における平成 13 年度から 15 年度までの薬品購入額上位 3 品目についての契約状況は次のとおりである。

西浦下水処理場の契約状況

(平成 13 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	26.00	24.72	24.00	92.3%	指名競争 入札	9
ポリ塩化 アルミ	23.50	23.50	23.50	100.0%	指名競争 入札	9
次亜塩素 酸ソーダ	32.50	32.38	32.00	98.5%	指名競争 入札	9

(市資料より)

(平成 14 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	25.70	24.00	24.00	93.4%	指名競争 入札	9
ポリ塩化 アルミ	23.80	22.90	22.90	96.2%	指名競争 入札	7
次亜塩素 酸ソーダ	33.30	32.30	32.00	96.1%	指名競争 入札	9

(市資料より)

(平成 15 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	24.00	24.00	24.00	100.0%	指名競争 入札	8
ポリ塩化 アルミ	27.61	23.80	22.90	82.9%	指名競争 入札	6
次亜塩素 酸ソーダ	32.00	32.00	30.90	96.6%	指名競争 入札	8

(市資料より)

高瀬下水処理場の契約状況

(平成 13 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
高分子 凝集剤	1,260.00	1,230.00	1,230.00	97.6%	指名競争 入札	9
次亜塩素 酸ソーダ	37.00	32.38	32.00	86.5%	指名競争 入札	9

(市資料より)

(平成 14 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
高分子 凝集剤	1,290.00	1,230.00	1,230.00	95.3%	指名競争 入札	9
次亜塩素 酸ソーダ	33.30	32.30	32.00	96.1%	指名競争 入札	9
ポリ塩化 アルミ	23.80	22.90	22.90	96.2%	指名競争 入札	7

(市資料より)

(平成 15 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
高分子 凝集剤	1,290.00	1,230.00	1,220.00	94.6%	指名競争 入札	6
次亜塩素 酸ソーダ	33.30	32.00	30.90	92.8%	指名競争 入札	8
ポリ塩化 アルミ	23.80	23.80	22.90	96.2%	指名競争 入札	6

(市資料より)

西浦下水処理場については、平成 15 年度のポリ塩化アルミの落札率 (82.9%) を除き、最低でも 92.3% と高い率となっている。また、消石灰の契約単価が 3 年度とも同額となっている。さらに、ポリ塩化アルミの契約単価は平成 14 年度と 15 年度、次亜塩素酸ソーダの契約単価は平成 13 年度と 14 年度がそれぞれ同額となっている。

高瀬下水処理場についても、平成 13 年度の次亜塩素酸ソーダの落札率 (86.5%) を除き、最低でも 92.8% と高い率となっている。また、高分子凝

集剤の契約単価は平成 13 年度と 14 年度、次亜塩素酸ソーダの契約単価は平成 13 年度と 14 年度、ポリ塩化アルミの契約単価は平成 14 年度と 15 年度がそれぞれ同額となっている。

契約単価の市況との比較について、契約課では入札参加業者からの聞き取り及び業界紙の入手によって把握している。

一方、指名競争入札の参加業者数と落札業者の関係を表にすると次のとおりである。

西浦下水処理場の入札参加業者と落札業者

	業者名	a (市内)	b (市内)	c (市内)	d (市内)	e (市内)	f (市内)	g (市内)	h (市内)	i (市内)	参加業者数	契約単価 (円)
平成 13 年度	消石灰	○	○	○	○	○	●	○	○	○	9	24.00
	ポリ塩化アルミ	○	○	○	○	○	○	○	●	○	9	23.50
	次亜塩素酸ソーダ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	9	32.00
14 年度	消石灰	○	○	●	○	○	○	○	○	○	9	24.00
	ポリ塩化アルミ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	7	22.90
	次亜塩素酸ソーダ	○	○	○	○	●	○	○	○	○	9	32.00
15 年度	消石灰	○	○	○	○	○	○	○	●	○	8	24.00
	ポリ塩化アルミ	○	○	○	○	○	○	●	○	○	6	22.90
	次亜塩素酸ソーダ	○	○	○	●	○	○	○	○	○	8	30.90

(市資料より)

高瀬下水処理場の入札参加業者と落札業者

	業者名	a (市内)	b (市内)	c (市内)	d (市内)	e (市内)	f (市内)	g (市内)	h (市内)	i (市内)	参加業者数	契約単価 (円)
平成 13 年度	高分子凝集剤	○	○	○	○	○	○	○	●	○	9	1,230.00
	次亜塩素酸ソーダ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	9	32.00
14 年度	高分子凝集剤	○	○	○	○	○	●	○	○	○	9	1,230.00
	次亜塩素酸ソーダ	○	○	○	○	●	○	○	○	○	9	32.00
	ポリ塩化アルミ	●	○	○		○	○	○	○		7	22.90
15 年度	高分子凝集剤	○		○	○		●	○	○		6	1,220.00
	次亜塩素酸ソーダ	○	○	○	●	○	○	○	○		8	30.90
	ポリ塩化アルミ	○	○	○	○			●	○		6	22.90

(市資料より)

(注1) ○は入札参加業者、●は落札業者、(市内)は市内業者。

(注2) i業者については、平成15年度は合併により市内業者から準市内業者となったが、平成16年度に市内業者に戻っている。

(注3) 市内業者とは、船橋市内に本店を有する者、準市内業者とは、船橋市内に支店等を有する者をいう。

入札参加業者は3年度ともすべて市内業者となっており、選定業者の追加も行われていない。さらに、平成13年度から14、15年度と入札参加業者数が減少している。

これらのことについて、契約課では次のとおり説明している。

「船橋市物品調達等指名業者選定基準」第4条第1項において「指名業者の選定に当たっては、市内業者の受注機会の拡大を図るため特に考慮するものとし、市外業者については物品調達等の内容により選定するものとする。」となっており、市内業者の育成の観点から市内業者を選定している。これらの薬品は下水処理に欠かせない薬品であるため、安定供給を確保する必要があり、安定供給の実績のある業者を選定している。

市内業者の育成の観点を踏まえつつ、競争性を高めるため、前年度の入札で高い単価で応札した業者を翌年度は指名しないことで入札参加者数を減少させている。

(意見)

一部の例外を除き、落札率が最低でも92.3%と高く、3年度の契約単価もあまり変わっていない。なお、競争性を高めるために高い単価で応札した業者を翌年度に指名しないことで入札参加業者数を減少させたが、あまり高い効果はでていない。これは入札参加業者が3年度ともすべて市内業者となっており、選定業者の追加が行われていないこと及び入札参加業者数が減少していることが少なからず影響を与えていると考える。

たとえば前年の入札で最も高い価格を提示した業者を翌年の入札で他の業者と入れ替えさせる方法を採用等、安定供給の確保にも配慮しつつ、契約単価を下げる取組み姿勢を示すことが必要と考える。

6. 包括的民間委託について

近年、下水道経営の中で下水処理施設の運営管理のクオリティを確保しつつ、そのコストを削減し、更なる効率的な運営管理を行うことが厳しい財政状況に鑑みても緊急な課題の一つとなっている。そしてこの状況を克服するため、平成13年に国土交通省が主導となり「性能発注に基づく民間委託 (注)のためのガイドライン」という包括的民間委託に関する指針が作成されるとともに、平成15年度には「包括的民間委託導入マニュアル(案)」が作成され民間へ包括的に業務を委託することによる一層のコスト削減と業務の質の向上が求められた。以来、各自治体において包括的民間委託の調査・実施が行われ、一定のパフォーマンスとコストの削減を実現している。

船橋市においては、高瀬下水処理場及び西浦下水処理場の2箇所がある。そのうち高瀬下水処理場においては、現在、運転管理業務を外部業者に委託しており、平成17年度からは、部分的に包括的民間委託の導入を始め、平成20年度に完全な包括的民間委託を達成する予定となっている。

(注)民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能(パフォーマンス)を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方。

高瀬下水処理場における包括的民間委託の導入効果予測 (単位:千円)

	平成 16年度	20年度	削減額	内容
経費内訳				
人件費	54,300	17,600	△36,700	職員4名、臨時1名削減による
管理委託(注)	132,810	142,810	10,000	委託範囲の増加による
一般管理費	1,098	0	△1,098	包括的民間委託化による
需用費(電気・ガス・水道)	157,488	144,889	△12,599	包括的民間委託化による
役務費	3,881	3,881	0	
委託費(運転管理委託を除く)	91,889	84,538	△7,351	包括的民間委託化による
使用料及び賃借料	2	2	0	
原材料費	300	276	△24	包括的民間委託化による
備品購入費	700	700	0	
公課費	41	41	0	
汚泥運搬処分委託費	166,950	166,950	0	
包括的民間委託監視業務委託	0	1,500	1,500	
計	609,459	563,187	△46,272	約7.6%削減

(注)現在の運転管理業務委託

(市資料より)

上記のように、船橋市においては、試算により高瀬下水処理場における包括的民間委託の導入により約7.6%(46,272千円/609,459千円×100%)のコスト削減を見込んでいる。

(意見)

現状ではあくまでも、積算によりどの程度経費削減が可能かを算出するにとどまっており、削減可能額の試算もその大半が人件費によるものである。包括的民間委託により当然人件費が削減されるが、それ以外にも委託先との契約内容次第で削減額も大幅に変わることが考えられる。

包括的民間委託の最大の目標はパフォーマンスを維持したコストの大幅な削減であることから、まず具体的な目標削減額や目標パフォーマンスを設定し、その目標を達成するための詳細な方法を検討していくことが望まれる。

また、西浦下水処理場についても現在は検討されていないが、今後検討していくことが望まれる。

7. 将来の事業見通しについて

(1) 事業計画について

「 船橋市下水道事業の概要 6 . 今後の計画 」において記載したように、下水道の整備計画は、平成 20 年度までに整備普及率を現在の 49.8% から 66.0% に引き上げる計画となっている。

通常、5 年から 10 年の中長期で作成された事業計画（整備計画）は、資金計画との整合性を図りながら年度の事業計画に反映され、整備区域や工事内容に落とし込まれていくものである。

しかし、市の整備計画は、まず国庫補助金の目標額を設定し、それに合わせて毎年度の下水道整備費を調整する方法をとっている。具体的な整備内容について、各年度の整備面積や整備普及率の目標は定められているものの、さらにはどの地区をいつまでにいくら以内で整備するのか、という具体的な目標は織込まれていない。

また、資金計画についても、使用料水準は単に 4 年ごとに 5% の上昇を見込む前提とし、市債水準も極力抑えるという方針しか定められていない等、詳細な条件設定や具体的な目標の設定が織込まれていない。

（意見）

整備計画については、社会情勢、経済情勢の変化に対応して財政事情に合わせて作成される必要があり、より効率的、効果的な事業執行が行える計画とすることが望ましい。

このため、財政計画の作成に当たっても、関係当局と十分協議し、起債償還計画、使用料水準等市財政計画との整合も図り、また、根幹となる全体計画についても社会情勢の変化に適応できるようにするためタイムリーな検証と見直しを行い、より効率的、効果的な事業執行が行える計画となるよう改善することが望ましい。

(2) 下水道整備と浄化槽整備について

市では、今後の汚水処理整備事業についてはすべて下水道（管渠）で行い、

合併浄化槽(注)の整備は一切行わない方針である。

船橋市においてこのような方針が策定される前提となった、下水道整備による場合と浄化槽整備による場合のコスト比較の方法を以下に記載する。

(注)合併浄化槽とは、下水道のない地域で水洗便所を使用する場合に、し尿と生活雑排水を同時に処理・浄化して河川等に放出するための施設であり、各家庭ごとの小型なものから、工場等で使用する大型のものまで存在する。

船橋市の区域は、都市計画法において市街化区域と市街化調整区域に大きく分類され、市街化区域においては都市計画事業は下水道以外の汚水処理事業を行うことができない。市街化調整区域でかつ下水道整備計画に含まれている地域においては、下水道又は合併浄化槽等により整備していくことができる。船橋市においては、各処理区において下水道による整備と合併浄化槽による整備の年間の人口1人当たりコストの比較を行い整備方法を検討している。

具体的には、市は経済性比較条件として千葉県「全県域汚水適正処理構想策定市町村作業マニュアル」の比較条件をベースとし、市全体及び処理区ごとにおける、下水道により整備する場合と合併浄化槽により整備する場合についての経済性の比較結果と前提条件は次のとおりとなっている(比較は平成14年度に実施)。

なお、経済性の比較は、それぞれの場合における整備単価(建設費と維持管理費の合計額について、1年間・人口1人当たりで表わしたもの)を使用して行われている。

●経済性の比較結果

	下水道による整備	合併浄化槽による整備
整備単価(注1)	1.52万円/年・人	4.01万円/年・人
算出結果		
建設費計	4,924百万円/年	8,120百万円/年
管渠	2,413百万円/年	
処理場	2,510百万円/年	
維持管理費計	3,984百万円/年	15,454百万円/年
管渠	109百万円/年	
処理場	3,874百万円/年	

● 主な前提条件(注 2)

	下水道による整備	合併浄化槽による整備
耐用年数		26年
管渠	72年	
処理場	33年	
区域内の人口計	587,200人	
一世帯当り人数	2.47人/世帯	
世帯数	237,756世帯	
建設費の算定方法	13年度までは実績値、14年度以降は費用関数を使用。	費用関数を使用。
維持管理費の算定方法	費用関数を使用。	費用関数を使用。

(注 1) 処理区ごとの結果

(単位: 万円/年・人)

	西浦処理区	高瀬処理区	印旛処理区	津田沼処理区	江戸川左岸処理区	全体
公共下水道	3.09	1.55	1.22	1.67	1.24	1.52
合併浄化槽	4.55	4.01	3.74	3.87	3.87	4.01

(注 2) 国土交通省、厚生労働省、農林水産省の共同の指針として定められている。

(市資料より)

上記のように経済性比較による、検討結果は市全体を整備する場合の建設費について、公共下水道が1年当たり49億円に対し、合併浄化槽が1年当たり81億円となっている。また、維持管理費については、公共下水道が1年当たり39億円に対し、合併浄化槽が1年当たり154億円となっている。また、建設費と維持管理費を合計した整備単価(人口1人当たり)について、公共下水道が1.52万円(年/人)に対して合併浄化槽は4.01万円(年/人)であり、公共下水道の整備のほうが明らかに安いという結果となっている。そのため、下水道部では、平成40年度までに下水道の整備普及率を99.0%まで引き上げる意向としている。

(意見)

平成13年度から15年度までの下水道建設・維持管理に費やされた金額の平均値と経済性の比較結果を分析すると以下ようになる。

(単位:百万円)

	実績値 (平成13～15年度 の年間平均)	経済性比較
管渠管理費	180	109
処理場管理費	1,111	3,874
下水道整備費(建設費)	14,924	4,924
合計	16,216	8,908

(決算書及び市資料より)

単純に平均実績額と経済性比較による結果を比べただけでも、下水道による整備のほうが安く計算されていることがわかる。

経済性比較の前提条件について、以下の問題がある。

計算結果の大きな相違は、主に施設の耐用年数の違いにより生じている。しかし、下水道の管渠が前提条件どおりの維持管理費の負担だけで72年使用できるのか、合併浄化槽は平均26年しか使用できないのか、という耐用年数の適正性について詳細な検討がなされていない。

下水道による整備は主に国庫補助金と市債によりまかなわれるが、このうち市債に係る支払利息が建設費のなかに含まれていない。

合併浄化槽により整備する場合は、基本的には設置者個人が費用を負担する。一方、下水道により整備する場合の汚水処理費用は原則使用料による私費負担であるものの、実態は約半分を市が負担している。

この汚水処理費用は下水道整備に要する建設費とその維持管理費とで構成され、この建設費については、市側の試算によれば、今後約3,200億円という膨大な支出が見込まれている。

よって、下水道整備によるという場合、こうした要素も十分に考慮に入れた市の財政負担の観点からの比較が不可欠となる。

市としては、今後、経済性の比較を行う場合、単に全国的に利用されるようなマクロ的なマニュアルによるだけではなく、具体的かつ的確なデータに基づいた有効・適切な分析を行い、より正確な情報を市民に提供し、十分な説明を行い、市民の一層の理解と協力が得られるよう努力することが期待される。

8 . 財産管理について

(1) 物品管理について

西浦下水処理場では、化学物質等の管理簿として「化学物質等在庫確認簿」を作成しているが、船橋市財務規則第 208 条第 1 項第 2 号の消耗品出納簿(第 83 号様式の 2) は作成されていなかった。

(改善策)

化学物質等の消耗品は、船橋市財務規則第 208 条第 1 項にしたがって、物品受払いのつど、記帳その他の整理をしなければならない。特に化学物質は毒物・劇物・危険物とされるものがあり、不正使用を防止するために在庫確認と受払管理を必ず行わなければならない。

(2) 財産台帳の整備について

土地台帳について

中山ポンプ場の土地台帳は、面積・取得年月日が記載されているが、すべての土地の取得価格が記載されていなかった。また、都疎浜ポンプ場の土地台帳も一部の土地について取得価格が記載されていなかった。

(改善策)

土地は、船橋市財務規則第 169 条にしたがって、取得価格を台帳に記載する必要がある。

建物台帳について

西浦下水処理場・高瀬下水処理場・中山ポンプ場・都疎浜ポンプ場・宮本ポンプ場の各建物台帳に記載されている建物は、附属設備が建物に含めて記載されており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できないようになっていた。

(改善策)

台帳に記載されている建物は、躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

設備台帳について

西浦下水処理場・高瀬下水処理場・都疎浜ポンプ場の機械装置等は、管理台帳によって管理されているが、この台帳は取得年月日や取得価格等が記載されていないため、船橋市財務規則第168条に規定する財産台帳の記載要件を充足しているとは言えない。

また、中山ポンプ場も機械装置等があるが管理台帳自体が作成されていない。

(改善策)

機械装置等については、船橋市財務規則第168条の記載要件を具備した設備台帳を作成する必要がある。

工作物台帳について

西浦下水処理場・中山ポンプ場・都疎浜ポンプ場には工作物に該当するものがあるが、工作物台帳は作成されていない。また、管渠は下水道法第23条に基づく台帳を作成しているが、船橋市財務規則第168条にしたがった台帳は作成されていない。

宮本ポンプ場は、設備台帳に工作物を記載していた。

高瀬下水処理場は工作物台帳を作成しているが、各工作物の取得価格が記載されていない。

(改善策)

工作物については、船橋市財務規則第168条にしたがって、適切に工作物台帳を作成する必要がある。

(3) 建物の登記について

西浦下水処理場・中山ポンプ場・都疎浜ポンプ場・高瀬下水処理場・宮本ポンプ場の建物は、登記されていない。

(改善策)

船橋市財務規則第 166 条第 3 項にしたがって、建物について登記を行う必要がある。

9. 人件費について

(1) 退職に係る特別昇給について

「船橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則」第 38 条によると、勤務成績の特に良好な職員が以下の 1 つに該当する場合には、昇給期間を短縮して上位の号給に昇給させることができるものと規定している。

10 年以上 20 年未満勤続して定年又は勤奨により退職する場合：1 号給上位の号給（第 38 条第 2 号）

20 年以上勤続して退職する場合：2 号給上位の号給（同条第 3 号）

5 年以上勤続して在職中死亡した場合他：2 号給上位の号給（同条第 1 号、4 号及び 5 号）

これに基づき支給された、上記及びの退職に係る特別昇給額は、平成 15 年度実績で次のとおりとなっている。

退職に係る特別昇給支給額

	平成 15 年度 退職者数	うち、特別昇 給対象者	特別昇給 支給額	1 人当たり 平均支給額 /
市全体	190 人	143 人	70,217 千円	491 千円
うち、 下水道事業	5 人	4 人	1,948 千円	487 千円

(市資料より)

退職に係る特別昇給は、勤続報奨という観点から、従来より国や各地方自治体においても、広く支給されてきたものだが、国では平成 16 年 5 月に当該制度を廃止しており、また、千葉県内の地方自治体においても、市原市、銚子市及び館山市で当該制度を平成 16 年度中に廃止している。他方、船橋市では、近年の外部環境の変化や市の財政状況を踏まえ、上記 については廃止、 については「2 号給上位」を「1 号給上位」に変更する規則改正を行っている（ただし、当該改正の施行は平成 17 年 4 月 1 日）が、制度自体の廃止までは踏み込んでいない。

（意見）

国の動向や市職員を取り巻く外部環境の変化、市の財政状態を勘案し、当該制度を廃止する方向で検討することが望ましい。

(2) 特殊勤務手当について

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当である（「一般職の職員の給与に関する条例」第 22 条）。この条例に基づき、市では、「特殊勤務手当の支給に関する規則」でその支給内容を詳細に規定している。

平成 15 年度に支給された下水道事業特別会計における特殊勤務手当は次のとおりである。

下水道事業特別会計における特殊勤務手当（平成 15 年度）

特殊勤務手当の名称	上段：支給金額 下段：支給人数	根拠規則
清掃手当	2,850 千円	特殊勤務手当の支給に関する規則 第 10 条第 5 号 支給額：500 円／日
	5,701 人	
料金等賦課収納手当	6 千円	同規則 第 14 条第 4 号 支給額：230 円／日
	28 人	
特殊業務手当（日曜業務）	1,372 千円	同規則 第 17 条第 1 号 支給額：1,500 円／回
	915 人	
特殊業務手当（土曜業務）	909 千円	同規則 第 17 条第 2 号 支給額：1,000 円／回
	909 人	

特殊勤務手当の名称	上段：支給金額 下段：支給人数	根拠規則
特殊業務手当（深夜業務）	3,264 千円	同規則 第 17 条第 3 号 支給額：1,500 円／回
	2,177 人	
特殊業務手当（年末年始）	684 千円	同規則 第 17 条第 5 号 支給額：6,000 円／回
	114 人	
管理責任手当	144 千円	同規則 第 19 条第 1 号 支給額：4,000 円／月
	36 人	
技術研究手当	130 千円	同規則 第 25 条第 2 号 支給額：2,200 円／月
	60 人	
下水道事業特別会計合計	9,362 千円	

（市資料より）

（注）支給人数は年間支給者の延べ人数である。

（清掃手当）

下水道事業においては、「下水終末処理作業に直接従事したとき」に清掃手当が支給される（「特殊勤務手当の支給に関する規則」第 10 条第 5 号）。なお、この場合における「直接従事」の意味は、特段規則等で明記されておらず、過去の経緯等に基づき慣行で判断されている。下水道事業では、「直接従事」とは、実際に現場で汚泥処理作業等を行った場合とし、中央監視室での従事等は該当しないものと解釈されている。この解釈は、西浦下水処理場及び高瀬下水処理場で統一されている。

（特殊業務手当）

特殊業務手当とは、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当である（「特殊勤務手当の支給に関する規則」第 17 条）。下水道事業においては、日曜、土曜勤務が常態化している職員や、正規の勤務時間に深夜勤務が含まれている職員、年末年始に業務に従事した職員に特殊業務手当が支給されている。なお、特殊業務手当は重複支給が認められている。たとえば、日曜勤務が常態化している職員が、日曜日に正規の勤務時間として深夜勤務を実施した場合、日曜業務と深夜業務の両方に対して、特殊業務手当が支給される。また、そのほかに、特殊勤務手当とは別に、夜間勤務手当（正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に対して支給される手当）として、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間当たりの給与額に 25 / 100 を乗じた金額が支給される。

(意見)

特殊勤務手当は、前述のとおり、その勤務の特殊性に応じて支給する手当であるが、その特殊性の定義があいまいである。特に清掃手当については、下水道事業やそのほかの事業間で、その内容や解釈に相違があり、公平性の観点からも望ましくない。

特殊業務手当については、特殊業務手当間や夜間勤務手当との重複が発生しており、見直しの余地があるものとする。規則に則った支給が行われている以上、少なくとも合規性に問題はなく、また、特殊性のある業務に対する支給であるという見解からは、このような重複支給にも合理性はあるとの解釈もできるが、現状における市の財政難を前提として、このような支給に対して市民の理解が得られるかどうかは別の問題であるとする。

市の条例及び規則上には、現在様々な特殊勤務手当が存在するが、現在の市財政や外部環境に合致したものであるかどうか、各業務の精査を実施し、特殊勤務手当の種類や支給基準を見直すことが望まれる。また、それを前提として、必要と認められる特殊勤務手当に対しては、条例や規則の他に、内規等によりその内容を明確にし、公平性を確保することが望まれる。

(3) 調整手当について

調整手当とは、民間企業における給与水準や都市部などにおける物価水準格差を是正することを目的として、職員に支給される手当である。当該手当は国職員及び千葉県職員に対しても同様の趣旨で支給されており、市においても「一般職の職員の給与に関する条例」第20条の2に基づき市職員に一律支給が行われている。

国、千葉県及び市における調整手当の支給方針は次のとおりである。

調整手当の支給方針

	国職員	千葉県職員	市職員
支給率	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の3を乗じて得た額	給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の5を乗じて得た額	給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の9を乗じて得た額

(注 1) 国職員については、国の「一般職の職員の給与に関する法律」及び「人事院規則 9-49」によった。

(注 2) 千葉県職員については、千葉県の「職員の給与に関する条例」及び「調整手当の支給に関する規則」によった。

(注 3) 市職員については、市の「一般職の職員の給与に関する条例」によった。

(注 4) 国職員及び千葉県職員の支給率は、船橋市で在職する職員に対して適用される支給率である。

また、市における過去 3 年間の調整手当支給総額の推移は次のとおりである。

市職員に対する調整手当支給総額の推移

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
支給総額 ①	2,304,810	2,287,271	2,030,709
支給対象者数 ②	4,920 人	4,849 人	4,870 人
1 人当たり調整手当 ①/②	468	472	417

(市資料より)

(注) 平成 14 年度までは調整手当支給率は 100 分の 10 であり、15 年度より 100 分の 9 に引き下げられている。

(意見)

平成 15 年度より市職員に対する調整手当の支給率は、100 分の 10 から 100 分の 9 へ引き下げられたが、国や千葉県と比べて依然高水準であるといえる。

市担当者によると、調整手当は、民間企業における給与水準や都市部などにおける物価水準格差の是正のほかに、市職員の人材確保という意味合いも有しており、現在の水準は引き下げにくいとのことである。

しかし、近時における公務員給与が民間給与を上回っている事実、国や千葉県における調整手当支給率の状況、市職員募集人数に対する採用状況を考えると、現在の市における支給率の水準は見直しの余地があるものと考えられる。このような状況を踏まえ、市は支給率の見直しを検討していくことが望まれる。

(4) 西浦下水処理場と高瀬下水処理場の比較

西浦下水処理場と高瀬下水処理場の施設概要、職員数の状況及び業務の外部委託化の状況を比較すると次のとおりとなる。

西浦下水処理場と高瀬下水処理場の比較

	西浦下水処理場	高瀬下水処理場
敷地面積	7.26ha	21.1ha
処理区名	西浦処理区	高瀬処理区
排除方式	合流式(一部分流式)	分流式(一部合流式)
供用開始年月	昭和51年4月	平成11年4月
計画処理面積	1,131ha	3,135ha
計画処理人口	98千人	260千人
全体処理能力(計画)	86,289 m ³ /日	159,082 m ³ /日
ポンプ場(既設分)	中山ポンプ場 都疎浜ポンプ場 湊町雨水ポンプ場	宮本ポンプ場
職員数	42人	6人
臨時職員数	7人(作業員)	1人(事務パート)
運転管理業務	職員及び臨時職員にて実施 ただし、平成16年度より、脱水機設備運転業務を外部委託化(1人)	水処理、汚泥処理ともに外部委託化(23人)
ポンプ場の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中山ポンプ場については、10名の職員が常駐 ■ 都疎浜ポンプ場及び湊町雨水ポンプ場については、無人化 	無人化

(市資料より)

(注1) 職員数は、平成15年4月1日現在の人数である。

(注2) 臨時職員数は、平成15年度の配置人数である。

2つの下水処理場を比較すると、高瀬下水処理場に比べ西浦下水処理場は、職員数が多く、また、運転管理の外部委託化が遅れていることが分かる。また、西浦下水処理場の所管施設である中山ポンプ場においては、無人化が図られておらず、10名の職員が常駐しているため、西浦下水処理場全体の職員数を押し上げている要因になっていると考えられる。

高瀬下水処理場の供用開始が平成11年であるのに対し、西浦下水処理場の供用開始は昭和51年と古い。高瀬下水処理場では、供用開始当初より、運転

管理の外部委託化やポンプ場の遠隔制御に対応した組織及び施設が整備されてきた。他方、西浦下水処理場では、直営による運転管理を前提とした組織のもと、供用開始当初より業務が行われてきた経緯があり、また、中山ポンプ場についても、無人化に対応した遠隔制御工事が新たに必要となる。これらの経緯が、両下水処理場の運営方法の相違を生み出している。

(意見)

市財政の状況が厳しい環境の中、無条件に現在の下水処理場の運営方針を踏襲していくことは望ましくなく、より効率的な観点から業務内容の見直しを図っていくことが望まれる。

西浦下水処理場及び中山ポンプ場の運転管理業務は、現状、市職員により行われている。下水処理場では、排水基準の規制強化等に基づき、より高度な水質管理が求められてきており、また、施設の老朽化とも相まって、今後は、より効率的、効果的かつ高度な運転管理が必要になってくるものと考えられる。これらの要求に応えていくために、運転管理業務の外部委託化を検討することが望まれる。運転管理業務の外部委託化により、次のようなメリットを享受することが可能になると考える。

人件費及び経費削減が期待できる。

民間の専門的知識や技術の導入を図ることが可能となる。

運転技術の高度化等に伴う教育訓練への対応が削減される。

交代勤務等に係る人員の確保が不要となる。

現状における業務体制を前提とした場合と、運転管理業務(中山ポンプ場含む)を外部委託化した場合におけるコスト比較を一定の前提を設けて実施すると、外部委託化を行った場合の方が、現状の体制によった場合と比較して、年間66,600千円のコストを削減できると算出される。

計算は以下の表に基づいて実施した。

コスト比較に係るシミュレーション

	現状の体制によった場合	外部委託化を行った場合
(人員配置)		
運転管理業務	市職員 16 人体制 (4 班各 4 人のシフト制)	民間業者 16 人
設備保守点検業務	市職員 3 人	民間業者 3 人
脱水機・ボイラー 運転業務	臨時職員 7 人	民間業者 2 人
中山ポンプ場	市職員 10 人 (うち、運転管理業務 9 人、 技師 1 人)	民間業者 9 人(運転管理業務) 技師 1 人(市職員)
人員計	市職員 29 人 臨時職員 7 人	市職員 1 人 民間業者 30 人
(人件費、委託料)		
市職員人件費	9,000 千円/人×29 人 =261,000 千円	9,000 千円/人×1 人 =9,000 千円
臨時職員人件費	1,800 千円/人×7 人 =12,600 千円	—
業務委託費	—	6,600 千円/人×30 人 =198,000 千円
計	273,600 千円/年	207,000 千円/年
削減額	66,600 千円/年	

(注 1) 「現状の体制」における人員数は、平成 15 年度人員配置実績に基づいている。

(注 2) 1 人当たりの市職員人件費は、職員課が算出した平成 15 年度予算上の職員 1 人当たり給与及び共済費負担金の額によっている。

(注 3) 1 人当たり臨時職員人件費は、平成 15 年度における時間単価実績に年間平均稼働時間を乗じて算出している。

(注 4) 脱水機・ボイラー運転業務については、平成 16 年度に一部業務の外部委託化が行われており、ボイラー運転業務については市職員 2 人、脱水機運転業務については民間業者 1 人が業務を実施している。ボイラー運転業務を外部委託化する場合においては、脱水機運転業務と同様、民間業者 1 人で可能と仮定している。

(注 5) 業務委託費を計算するに当たり使用した単価は、西浦下水処理場における平成 16 年度実績額に基づいている。

なお、市では、平成 16 年度に中山ポンプ場の遠方制御に係る検討を行い、平成 17 年度に遠方制御工事を実施する計画を策定している。これにより、工事完了後は、中山ポンプ場は無人化され、西浦下水処理場にて遠隔制御が可能

となる見込である。これにより、中山ポンプ場における運転管理業務は、西浦下水処理場運転管理業務に取り込まれるため、コスト削減を図ることが可能となる。

高瀬下水処理場においては、運転管理業務をすでに外部業者に委託しているが、市の今後の方針として、平成 17 年度より部分的に包括的民間委託を導入していき、平成 20 年度に完全な包括的民間委託を達成する予定である(「 監査の結果及び意見 6 . 包括的民間委託について」を参照)。

以上より、西浦下水処理場については、まず、現状の組織体制を見直し、運転管理業務の外部委託化を行っていくことが望まれる。より効率的、効果的かつ高度な運転管理が求められている現在の環境下において、早急な実施が望まれる。なお、下水道事業は、公共性や社会的影響が極めて高く、行政責任が問われる場面も少なくない。したがって、外部委託化に当たっては、委託業務の範囲を慎重に検討するとともに、市職員と委託業者の責任区分を明確にしておく必要があるものとする。

高瀬下水処理場において、全面的な包括的民間委託についての検討が行われているが、本来、効率面や効果面の観点からは、西浦下水処理場も併せて検討していくことが望ましい。西浦下水処理場においては、まず、現状の組織体制を見直し、運転管理業務の外部委託化を行っていくことが望ましいと先に述べたが、市は、その後の包括的民間委託化も視野に入れ、計画を策定していくことが望まれる。

10 . その他について

(1) 消耗品発注について

船橋市では消耗品の発注を課ごとに行っている。このため、課独自の仕様ではない共通性のある消耗品についても、課の間での融通が行われず、不必要な発注・支出が行われる可能性がある。

(意見)

課独自の仕様ではない共通性のあるものの発注については、下水道部内で取りまとめる課(たとえば管理課)を定め、そこで下水道部全体での消耗品予算を組み、発注して全体の支出を抑える姿勢が必要と考える。

(2) 予算実績管理について

下水道部では、繰出金の予算作成時と決算時の差額説明資料として、また次年度の予算の参考にするため、予算に対し10,000千円以上の差額が生じたものについては発生の理由を調査し文書化している。

しかし、調査の基準である差額を10,000千円以上に設定した理由については、下水道部の説明によれば慣例によるものとのことであり、部として正式に決められているものではない。また、課ごとに予算規模が異なるにもかかわらず、調査基準は10,000千円と一律になっている。さらに、文書の様式についても下水道部として正式に決定したものではないため、担当者の異動があり、引継ぎがなされない場合、差異分析の水準が担当者によって異なり、一定の水準を確保できないおそれがある。

また、差額について入札差金、執行差金又は契約差金としているのが次のとおりある。

平成15年度の歳出のうち、発生事由が入札差金、執行差金又は契約差金とだけ記載されているもので差額が10,000千円以上のもの

(下水道管理課)

(単位:千円)

項目	予算現額 ①	平成16年度 繰越額②	決算額 ③	差額 ①-②-③	発生の 事由
津田沼処理 区維持管理 負担金	223,393	-	203,228	20,164	執行差金
管渠等維持 補修費	104,492	-	93,876	10,615	契約差金

(市資料より)

(下水道建設第一課)

(単位:千円)

項目	予算現額 ①	平成16年度 繰越額②	決算額 ③	差額 ①-②-③	発生の 事由
西浦処理区 下水道建設 事業工事請 負費	1,161,120	615,664	530,194	15,261	入札差金
高瀬処理区 下水道建設 事業工事請 負費	1,503,879	747,674	724,384	31,820	入札差金
高瀬処理区 下水道建設 事業工事請 負費繰越明 許分	1,192,842	-	1,159,394	33,447	入札差金
中山3号幹線 管渠築造事 業工事請負 費	433,960	-	324,325	109,635	入札差金

(市資料より)

(西浦下水処理場)

(単位:千円)

項目	予算現額 ①	平成16年度 繰越額②	決算額 ③	差額 ①-②-③	発生の 事由
その他施設 管理委託料	60,000	-	48,982	11,017	執行差金
工事請負費	121,500	-	91,894	29,605	執行差金

(市資料より)

上記については差金としての認識にとどまっており、差額が生じた理由について、それが落札業者等の外部者側の要因によるものか、下水道部側の要因によるものか明確となっていない。このため、下水道部側の要因による場合、たとえば来年の入札に当たり、差額を少なくすることによって予算を削減していくという取組みができない。

(意見)

差異分析の水準を一定以上に確保するためには差異分析の基準や文書の様式について下水道部としての方針を決定し、マニュアルを整備することが重要と考える。その上で、差額について生じた要因が外部者側にあるのか下水道部

側にあるのかを明確にし、下水道部側にあると認められたものについては発生
の理由及び金額を調査し、差額を少なくしていくという取組みが限られた予算
の中で最大の効果を得るために必要と考える。

(3) 機密情報の管理について

高瀬下水処理場の管理棟内にある中央監視室では下水処理設備の操作上の
注意事項等が同室内に設置しているホワイトボードに記入されているが、下水
処理場正門の鍵の暗証番号もこのホワイトボードに記入されていた。このため、
暗証番号が外部に漏洩するおそれがあり、その場合、容易に正門から敷地内へ
の立入りが可能となる。なお、主要な施設は施錠されており鍵を所持していな
いと施設内への立入りはできないようになっている。

(改善策)

鍵を所持していないと主要な施設への立入りが不可能となっているほか、監
視カメラによる監視及び場内の見回りがある。このため、暗証番号の漏洩によ
る敷地内立入りの問題は施設の管理上は重大な問題とはいえない。しかし、こ
の暗証番号は機密情報に属する筈のものであり、人目につく場所に掲示する性
格のものではない。なお、暗証番号については、定期的に変更する必要もある。
こうした機密情報の取扱いについては、常に油断のない組織的な管理体制によ
る運営と個人的な意識の徹底とが求められる。